

川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業  
入札説明書等 新旧対照表

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
要求水準書	75	第 7	1	(2)	ア	(イ)	附帯施設の計画に係る条件	本事業地内における附帯施設の規模並びに配置は事業者の自由提案とする。 <u>ただし、前項の a の方法により事業を実施する場合は、当該用地内には附帯施設のみ整備し、来客用・荷捌用等の駐車場は設けてはならないものとする。</u>	本事業地内における附帯施設の規模並びに配置は事業者の自由提案とする。 <u>なお、前項の a の方法により事業を実施する場合は、当該用地内には附帯施設のみ整備することを基本とするが、附帯施設専用の来客用・荷捌用等の駐車場については、要求水準書で定める事業地西側平面駐車場及び公共施設北側平面駐車場の駐車場台数を事業地内に確保したうえで、同用地内に設けることも可能とする。</u>
要求水準書 別添資料 7							調達備品リスト (①一般)	文化関連施設「小楽屋」「大楽屋」のイス 小楽屋： <u>事務用回転イス、CR-G2201F6BGGE6-W、600x580x1010</u> 大楽屋： <u>会議イス、CK-693E6CJN56-W、620x600x885</u>	文化関連施設「小楽屋」「大楽屋」のイス 小楽屋・大楽屋共通： <u>化粧用イス、XWH-2301、540x580x780</u>
事業契約書 (案) 別紙 10	59		3	(2)	イ	(イ)	各指標の改定率	維持管理費相当は、「 <u>企業向けサービス価格指数：建物サービス総平均</u> 」により物価変動を評価する。	維持管理費相当のうち、以下の業務に係る費用は「 <u>実質賃金指数：現金給与総額・調査産業計 (従業者 5 人以上)</u> 」により物価変動を評価する。 ・ 清掃業務 ・ 警備業務 ・ 環境衛生管理業務 ・ 長期修繕計画策定業務
事業契約書 (案) 別紙 13	71							<u>1 増加費用及び損害が事業者が生じた場合</u> (1) 施設整備期間 <u>事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、施設整備期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用 (割賦金利は除く。以下本別</u>	1 施設整備期間 <u>施設整備期間中に生じた不可抗力による増加費用及び損害額の合計額が、施設整備期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用 (割賦金利は除く。以下本別紙において同じ。) の 100</u>

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
								<p>紙において同じ。)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額については、施設整備業務にかかる費用の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</p> <p>(2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間  <u>事業者に生じた増加費用及び損害額の合計額が、一事業年度について累計で、1年間の維持管理・運営費相当（維持管理業務各保守管理業務のうち修繕の実施に係る費用、舞台設備大規模修繕・更新業務費用、長期修繕計画策定業務費用を除いたサービス購入費C及びサービス購入費Dの合計額。以下本別紙において同じ。）の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</u></p> <p>2 損害が第三者に生じた場合  (1) 施設整備期間  <u>第三者に生じた損害額が、施設整備期間中の累計で、施設整備費相当の100分の1に至るまでは事業者が、これを超える額について</u></p>	<p>分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、事業者に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額については、施設整備業務にかかる費用の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</p> <p>2 開業準備期間及び維持管理・運営期間  <u>開業準備期間及び維持管理・運営期間に生じた不可抗力による増加費用及び損害額の合計額が、一事業年度について累計で、1年間の維持管理・運営費相当（維持管理業務各保守管理業務のうち修繕の実施に係る費用、舞台設備大規模修繕・更新業務費用、長期修繕計画策定業務費用を除いたサービス購入費C及びサービス購入費Dの合計額。以下本別紙において同じ。）の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</u></p>

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新																
								<p>は市がそれぞれ負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除する。控除後の金額について、施設整備費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</p> <p>(2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間</p> <p>第三者に生じた損害額が、一事業年度につき累計で、1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除し、控除後の金額について、1年間の維持管理・運営費相当の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。</p>																	
様式集 様式 55								注 1 「年間費用見積額」には全事業期間内に発生する費用を20年間で平準化した額を記載してください。	(表中記載が不要な欄に斜線を追加) 注 1 「年間費用見積額」は1~9番及び13番のみ記載するものとし、全事業期間内に発生する費用を20年間で平準化した額を記載してください。																
様式集 様式 62-2			4				外構	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>総合体育館用</td> <td>うち車いす利用者利用 駐車台数 台</td> </tr> <tr> <td>公共施設用</td> <td>うち車いす利用者利用 駐車台数 台</td> </tr> <tr> <td>ホール荷</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	駐車場	台	総合体育館用	うち車いす利用者利用 駐車台数 台	公共施設用	うち車いす利用者利用 駐車台数 台	ホール荷	台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場</td> <td>台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台</td> </tr> <tr> <td>事業地西側駐車場</td> <td>台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	駐車場	台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台	事業地西側駐車場	台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台
項目	内容																								
駐車場	台																								
総合体育館用	うち車いす利用者利用 駐車台数 台																								
公共施設用	うち車いす利用者利用 駐車台数 台																								
ホール荷	台																								
項目	内容																								
駐車場	台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台																								
事業地西側駐車場	台 うち車いす利用者利用 駐車台数 台																								

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧		新	
								捌き用			台
								駐輪場		公共施設北側駐 車場	うち車いす使用 者利用駐車台数 台
								総合体育 館用	うち自動二輪駐車台数	福祉・保健・公民 館施設 1 階駐車 場	うち車いす使用 者利用駐車台数 台
								公共施設 用	うち自動二輪駐車台数	ホール荷捌き用	台
										駐輪場	うち自動二輪駐 車台数 台